

## C4.1 競技者の活動への 対価の支払いにかかる規則

### 1. 競技者の活動への対価の支払い

陸上競技は、広く門戸を開放されたスポーツであり、本規則および規定の適用を受けるものの、競技者は、陸上競技会に出場、参加、競技することに対し、または陸上競技への参加に関連したその他の商業活動に従事することに対しても、現金または適切であればどんな方法であっても、対価の支払いを受けることができる。